

神崎市魅力発信プロジェクト業務委託
仕様書

佐賀県神崎市

神崎市魅力発信プロジェクト業務委託仕様書

1 目的

神崎市（以下「本市」という。）は、市制施行20周年を契機に、改めて本市の魅力を、テレビ及びラジオ等を使用して多面的かつ効果的に発信することにより、本市の認知度向上を図るとともに、福岡都市圏からの誘客並びに関係人口の獲得のきっかけをつくることを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 履行場所

神崎市内及びその他市が指定する場所

4 実施方針

目的実現のため、受託者は、次に掲げる方針に従い業務を遂行する。

(1) 集中的なプロモーションの実施

本市の魅力を効果的に発信するため、特定の期間に集中して情報発信を行うこと。

(2) 複数の媒体を用いた情報発信

各媒体の特性に応じて発信内容を工夫し、多様な情報発信を行うこと。

(3) ターゲットの明確化

ターゲットを福岡都市圏在住者と位置付け、当該ターゲットに対して効果的な内容とすること。

(4) 地域資源と体験の融合

本市の特産品、歴史、文化、観光資源等を効果的に組み合わせ、放送内容と体験型企画を有機的に連動させること。

(5) 効果検証の実施

数的根拠を用いた効果検証を行い、本市の今後のシティプロモーションに資する知見の還元を図ること。

5 業務内容

受託者は、本業務の目的及び実施方針、本市の特産品、歴史、文化・観光資源等を十分に理解し、ターゲットの興味、関心を喚起するよう、企画段階から創意工夫をこらし、テレビ及びラジオ等を活用したシティプロモーション業務を行う。

なお、詳細については、企画提案内容を基に、本市と協議を行い、最終的な実施内容を決定するものとする。

具体的な実施内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) テレビを活用した情報発信

ア 市政情報、観光スポット、イベント、特産品等の情報について、ターゲットに対し、効果的な内容とすること。

イ 令和8年10月から令和8年11月の期間における、同一週に集中的に放送すること。なお、放送日は連続した5日間以上とする。

※放送局、番組、時間帯及び構成を、選定理由を明らかにしたうえで提案内容に盛り込むこと。

(2) ラジオを活用した情報発信

ア 市政情報、観光スポット、イベント、特産品等の情報について、ターゲットに対し、効果的な内容とすること。

イ 令和8年10月から令和8年11月の期間における、同一週に集中的に放送すること。なお、放送日は連続した5日間以上とし、前号に規定するテレビによる発信と同一週に実施すること。

※放送局、番組、時間帯及び構成を、選定理由を明らかにしたうえで提案内容に盛り込むこと。

(3) 体験型企画の実施及び放送

ア 前各号に規定する集中発信期間とは別に、本市の魅力を体感できる体験型企画を実施し、その内容をテレビ等で放送すること。

イ 体験型企画には、バス等による市内周遊、本市の風景、食材、地域活動及び市民との交流等を実体験できる要素を盛り込み、福岡都市圏在住者の誘客及び関係人口の獲得につながる構成とすること。

ウ 体験型企画に係る参加者の募集、参加者の安全管理、保険の加入その他企画実施に必要な一切の事務は、受託者の責任において行うこと。

エ 体験型企画の実施に当たっては、市民及び地域団体との連携を積極的に図り、地域に根ざした企画となるよう留意すること。

オ 企画の実施日、行程、募集方法等については、事前に本市と協議の上、決定すること。

6 成果品

受託者は、本業務の完了後、次に掲げる成果品を本市に納入するものとする。

(1) 業務実施報告書（実施内容、放送の実績、数的根拠等の効果検証を含む。）一式

(2) テレビ放送分の動画データ 一式

なお、提出されたデータは本市内部での記録・保存を目的とするものであり、著作権処理を伴う二次利用を求めるものではない。

(3) ラジオ放送分の音声データ 一式

なお、提出されたデータは本市内部での記録・保存を目的とするものであり、著作権処理を伴う二次利用を求めるものではない。

(4) 体験型企画の実施記録（参加者名簿、写真記録、アンケート結果等） 一式

(5) 納入場所 神崎市役所 総務課

(6) 納入期限 令和9年3月31日

7 留意事項

(1) 一般事項

ア 本業務の実施に必要な経費は、全て委託料に含むものとする。

イ 受託者は、業務の進捗状況について、随時本市に報告しなければならない。

ウ 受託者は、業務の遂行に当たり、関係法令を遵守するとともに、本市の指示に従わなければならない。

エ 番組制作等に必要写真、画像及び映像等は、原則として受託者が用意するものとする。

(2) 業務体制

ア 受託者は、本市と十分なスケジュール調整を行うこと。

イ 受託者は、本業務全体を統括する制作責任者を設置し、業務の遂行に必要な技能を有する従事者を確保しなければならない。

ウ 受託者は、放送前に試写又は試聴の機会を設け、本市の修正要望に対応しなければならない。

エ 体験型企画の実施に際しては、参加者の安全確保に万全を期し、必要な保険に加入するなど、リスク管理体制を整備しなければならない。

オ 受託者は、取材、撮影、収録及び体験型企画の実施その他本業務の遂行に伴って生じた事故、苦情、近隣との紛争その他一切のトラブルについて、受託者の責任と負担において、迅速かつ誠実に対処すること。当該事案が発生したときは、速やかに本市へ報告するとともに、本市の指示に従い対応しなければならない。

(3) 著作権等

ア 成果品に第三者の権利物を使用する場合は、受託者の責任と負担において使用許諾を得るものとする。

イ 著作権その他の権利に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により本市の承認を受けなければならない。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の遂行に関して取り扱う個人情報について、神崎市個人情報保護法施行条例その他関係法令を遵守し、適正に管理しなければならない。

8 協議

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。